

第 2 分 科 会 (No. 7)

1 日 時 令和 8 年 3 月 1 9 日 (木)
午後 3 時 1 9 分 開会
午後 5 時 2 2 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (19人)

主 査	西 田 一	副 主 査	高 橋 都
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	吉 田 幸 正	委 員	金 子 秀 一
委 員	立 山 幸 子	委 員	小 松 みさ子
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	岡 本 義 之
委 員	森 本 由 美	委 員	小 宮 けい子
委 員	中 村 じゅん子	委 員	山 田 大 輔
委 員	宇 土 浩 一 郎	委 員	本 田 一 郎
委 員	小 宮 良 彦	委 員	柳 井 誠
委 員	有 田 絵 里		
(委 員 長	泉 日 出 夫	副 委 員 長	伊 藤 淳 一)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

市 長	武 内 和 久	保健福祉局長	武 藤 朋 美
子ども家庭局長	小 林 亮 介	都市ブランド創造局長	小 笠 原 圭 子
にぎわい担当理事	森 川 洋 一	教 育 長	太 田 清 治

6 事務局職員

委員会担当係長	廣 門 実 知 江	書 記	岩 瀬 美 咲
---------	-----------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第1号 令和8年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案について市長質疑を行った。
2	議案第2号 令和8年度北九州市国民健康保険特別会計予算	
3	議案第3号 令和8年度北九州市食肉センター特別会計予算	
4	議案第11号 令和8年度北九州市土地取得特別会計予算のうち所管分	
5	議案第13号 令和8年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
6	議案第16号 令和8年度北九州市介護保険特別会計予算	
7	議案第19号 令和8年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第21号 令和8年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	
9	議案第25号 令和8年度北九州市病院事業会計予算	
10	議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正についてのうち所管分	
11	議案第36号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
12	議案第38号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	
13	議案第39号 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について	
14	議案第45号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	

15	議案第46号 北九州市職員定数条例等の一部改正について	議案について市長質疑を行った。
16	議案第49号 地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について	
17	議案第50号 地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について	
18	議案第65号 北九州市介護保険条例の一部改正について	

8 会議の経過

○主査（西田一君） それでは、そろったようですので、開会します。

議案第1号のうち所管分、2号、3号、11号のうち所管分、13号、16号、19号、21号、25号、32号のうち所管分、36号、38号、39号、45号、46号、49号、50号及び65号の以上18件を一括して議題とします。

ただいまから市長質疑を行います。質疑時間は2時間程度となっております。質疑の持ち時間は、所属議員4人以上の会派は22分とし、その他の会派はそれぞれ7分とします。質疑は大会派順に行います。なお、答弁の際は着席のままで受けます。

それでは、質疑に入ります。

ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（高橋都君） 自民党・無所属の会、西田委員。

○委員（西田一君） まず、部活動の地域展開についてお尋ねします。

部活動の地域展開について、平日の部活動に関しては学校管理下ということで教育委員会の責任で実施されますが、休日などの地域クラブに関しても、部活動の教育的意義、目的において、平日と同等に教育委員会の責任で実施されなければならないと考えますが、御見解を伺います。

もう一つ、学校給食費の保護者負担軽減事業についてお尋ねします。

学校給食費の保護者負担軽減事業における非喫食者、つまり給食を食べていない子供の対応について、まずは政府の見解を伺います。私からは2点です。

○副主査（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 自民党、宮崎です。それでは、私から、AI型学習アプリの導入についてお尋ねいたします。

令和8年度予算では、学力向上を最重点テーマに掲げ、新規事業として、AI型学習アプリ導入による個別最適化学習推進事業費が計上されています。そこで、3点お尋ねいたします。

1点目に、AI型学習アプリはどのような場面で活用することを想定しているのか。

2点目に、漢字ドリルのような書く技能を身につけるための紙ドリルについては、引き続き学校の裁量で導入は可能なのか。

3点目に、スクリーンタイム、画面を見続ける時間についてはどのように考えているのか、見解をお聞かせください。以上です。

○副主査（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 吉田幸正です。中学校における飲料自動販売機の全校設置とその値上げについて。実は、この項目については、先日開催されました北九州ドリームサミット2025において、本市の中学生が議場で教育長に対し行った提言、要望であります。また、ドリームサミットは、私も青年会議所時代に担当委員長を務め、応援している事業であることを踏まえ、質問を行います。

現在、市内には自動販売機を設置している中学校とそうでない中学校があり、聞くところによると、生徒数の関係により販売があまり多く見込めないところには設置が進んでいないようであり、また、その価格については事業者によって決定をされ、市場価格での販売も少なくありません。教育委員会は自動販売機設置事業者から年間約900万円の収入を得ていますが、自販機設置においては教育委員会が利益を上げる必要はないと考えます。ついでに、自動販売機全校設置と飲料料金の値下げ対応をすべきと考えますが、見解を問います。

物価高にあり、また、中学生にとって飲料料金は我々が思う以上に負担であり、また、この要望が真摯にかなえられることが北九州ドリームサミットの存在意義と考えます。中学生自身が自分の町のことを考える一つのきっかけになることを期待しています。私から以上です。

大変失礼しました。今、値上げと申し上げてしまいまして、値下げの間違いです。訂正しておわびします。

○副主査（高橋都君） 教育長。

○教育長 最初に、西田委員から2つの御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、部活動の地域展開について、休日等の地域クラブに関して平日と同等に教育委員会の責任で実施されなければならないと考えるが、見解を伺うについてでございますが、国においては、急激な少子化の中で、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校部活動を段階的に地域クラブ活動に展開していく方針を決めております。こうした中、令和7年6月にはスポーツ基本法を改正し、部活動の地域展開を一層推進することを意図した規定が追加されました。令和7年12月には、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが策定され、その内容等も踏まえた上で、各自治体においては地域展開に向けた取組等を確実に進めるよう努めることとされております。北九州市においても、こうした国の方針を踏まえ、令和9年9月までに休日の学校部活動を地域クラ

ブ活動に展開することとしております。

また、国はガイドラインにおいて、学校部活動の地域展開に当たり、事故等が生じた場合の責任関係について、地域クラブと教育委員会とが適切に責任を分担し、子供や保護者の安心を担保する枠組みを示しております。具体的には、指導者の不適切な指導など地域クラブ側のかしによる場合には地域クラブが、学校施設の不具合など教育委員会のかしによる場合には教育委員会が責任を負うこととされており、実際には事案に応じ、個別具体的に判断が行われます。加えて、今般改正されたスポーツ基本法第17条の2第1項において、地方公共団体は地域クラブと緊密に連携し、生徒のスポーツ等の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努める旨、義務づけられており、地域展開に責任を持つことが規定されております。このようなことから、部活動の地域展開については様々な御懸念を受け止めつつ、子供たちが安心して活動できる持続可能で安定的な仕組みづくりに向け、活動の実施主体である地域クラブと共に、教育委員会も責任を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の保護者負担軽減事業について、非喫食者の対応について政府の見解を伺うについてでございますが、国においては、令和5年6月以降の給食無償化に関する議論の中で、非喫食者の対応についても課題として挙げられていました。また、令和6年12月に国から出された給食無償化に関する課題の整理の中でも、弁当持参の場合や不登校の場合等での児童生徒間の公平性について課題提起されております。その後、非喫食者の取扱いについては学校設置者の判断に委ねるのではなく、全国統一的な取扱いが必要と考える多くの自治体の要望を受け、国は支援の対象となり得る非喫食者の範囲に関する考え方を示すとしておりますが、現時点では正式に示されていないと承知しております。

他方、教育委員会としては、かねてから制度の転換期における非喫食者の公平性の観点は非常に重要であると考えており、これまでも様々な検討を重ねてまいりました。また、今議会に提出している学校給食費の保護者負担軽減事業の予算案には、非喫食者の人数分も計上させていただいております。いずれにしても、国から正式に示される考え方を最終的に確認した上で、非喫食者に対する支援制度を具体的に決定してまいりたいと考えております。

続きまして、宮崎委員のA I型学習アプリの導入について、どのような場面で活用することを想定しているのか、漢字ドリルのような書く技能を身につけるための紙ドリルについては引き続き学校の裁量で導入は可能なのか、スクリーンタイムについてはどのように考えているのかという3つの御質問をいただいておりますので、まとめてお答えいたします。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果によれば、北九州市では学力向上の基盤となる授業改善の成果が現れ始めており、児童生徒の授業の理解度は向上しております。他方、授業で理解した内容を確実に身につけるために必要な、家庭など授業以外での学習時間は、全国平均より短い状況でございます。こうしたことから、授業で学んだ内容の一層の定着を図り、児童生徒一人一人の学びを支える手だてとして、A I型学習アプリの導入を予定しております。

導入予定の学習アプリは、1人1台端末を使って、AIを搭載したデジタルドリルを利用するものでございます。このアプリでは、児童生徒一人一人の理解度や習熟度に応じてAIが適した問題を提示することが可能であり、個別最適な学習を進めることができると考えています。主な活用場面といたしましては、学校での学習はもとより、端末を持ち帰り、家庭学習でも使用することを想定しております。学校においては、朝自習や授業のまとめの時間を活用して復習問題や演習問題に取り組み、学習内容の定着や理解の状況を確認することができます。また、家庭においては、宿題のほか、応用問題への挑戦や学年を遡っての復習など、理解度に応じた自主的な学習にも活用できます。

2点目の紙ドリルの購入についてお答えいたします。

手書きによる学習については、一本一本の線の長さや止め、払いに配慮しながら、文字を整えて正しく書くといった基礎的な技能を身につける上で重要と考えております。さらに、一画一画丁寧に文字を書こうとすることで、正しい姿勢や集中力を身につけることができるなどの効果がございます。このようなことから、書く技能を身につけるための紙ドリルについては、これまでどおり学校の裁量で導入することを可能としています。また、文字を正しく書くことについては、今後も児童生徒一人一人の状況に応じて指導、支援をいたしてまいります。

最後に、スクリーンタイムについてお答えいたします。

文部科学省の通知等において、端末利用時の健康上の留意点が示されており、教育委員会ではこれまでも、30分に1回は目を休めることなどの健康面に配慮したルールについて、学校や保護者に周知を図っております。導入を予定するAI型学習アプリは、1回につき15分程度の使用を想定しております。例えば、数学で方程式の問題を数問解くと1回の学習が終わるようになっております。こうした短時間での学習を基本としつつ、学校、保護者と連携しながら、長時間連続して使用することがないように児童生徒の学びを進めてまいります。

AI型学習アプリの導入に当たっては、健康面にも配慮しながら、一人一人を大切にする学力向上の実現に向けて、デジタルと紙のよさを生かし、学習内容の確実な定着を図ってまいりたいと考えております。

最後に、吉田委員の中学校における飲料自動販売機の全校配置と値下げについて、教育委員会は自動販売機設置において利益を上げる必要はなく、自動販売機の全校設置と飲料料金の値下げ対応をすべきと考えるが、見解を問うについてお答えいたします。

教育委員会では、熱中症から子供たちを守ることは大変重要であると認識をしており、教室等へのエアコン設置を進めるとともに、中学校等には飲料の自動販売機設置を進めております。こうした中、御指摘のように、中学生から教育委員会に対して、全校に自動販売機を設置し、夏季には飲物の価格を下げしてほしいと提言がなされました。教育委員会としては、昨今の猛暑を踏まえ、中学生からの意見を真摯に受け止め、熱中症対策を充実させるため、現在、全中学校への設置に向けた手続を進めておるところでございます。また、飲料の値下げの要望もいた

だいております。自動販売機の販売価格は、事業者が販売実績、電気代、人件費、設置費用及び市への借地料などを考慮して判断するものでありますが、今後とも必要に応じて事業者等と意見交換をしてみたいと考えております。

引き続き、教育委員会としては、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実に向け、子供たちの意見を反映しながら、より安全・安心で快適な学校施設を整備してみたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副主査（高橋都君） 西田委員。

○委員（西田一君） ありがとうございます。まず、順番は違うんですが、学校給食からお尋ねします。

先ほど、教育長の説明によると、国の指針は、あくまで非喫食者については学校設置者に対応を求めているということでしたが、自治体からは国に対して何らかの指針を示してほしいということだという御説明がありましたが、局別審査において教育委員会からは、国は今年度中のそういった指針を検討しているという答弁が確かにあったと思うんですが、政府においてはまだ予算審議、ようやく参議院に移ったところなんですが、今年度中に国が何らかの指針を出すと思っていて間違いないんですかね。

○副主査（高橋都君） 教育長。

○教育長 12月、小学校の無償化ということが出されて以降、1月、そして2月と連絡があって、なかなかそういった細かなところまでお話がなされていない状況がございましたので、当然、私どもも文部科学省には早く出していただきたいというふうなお話はずっとしてまいりました。実質、4月、いわゆる新年度からするということであれば、1月、2月とこういう話をしてきた中で、私どもの受け止めとしては3月には出てくるものと。また、文部科学省の担当者と話しましても、自治体、教育委員会が困っていることはしっかりと認識をしておりますので、できるだけ早く出したいんだという話も伺っておりますので、3月中には出るというようなことで、私どももそういった運びで進めてきておるといのが正直なところでございます。

○副主査（高橋都君） 西田委員。

○委員（西田一君） 実質的に、今日の日いち、19日ということを見ると、物理的になかなか厳しいかなと思っています。その場合に、小学校のみですが、4月1日に学校給食の無償化がスタートするとすれば、国が言っているように非喫食者に関する公平性ということが保てないと我々は思っております。そのときにどのようにされるおつもりか伺いたいです。

○副主査（高橋都君） 教育長。

○教育長 非常に私どもも悩ましいところございまして、気持ちとしては早く出してくれというのが正直なところなんですけども、私どもとしては正直なところ出してくれるんじゃないかというふうなところでいっておりますので、今日終わりましたもまたいろんな働きかけはしてみたいとは思っておりますが、すいません、私からはこれぐらいの回答になるかと思

います。

それで、大事なことは、公平性を確保していくということは全庁的にも、私ども教育委員会だけでなく、考えて共有しておりますので、そういった視点でしっかりと今おっしゃっていただいたところについてはやっていきたいと強く思っております。

○副主査（高橋都君） 西田委員。

○委員（西田一君） これは子育て支援ということが主眼になると思いますし、本市はこどもまんなかcity宣言も行っています。教育委員会としてなかなか結論が出せないことであっても、市長部局から、例えば子ども家庭局から、そういった例えばアレルギー対応が必要な子供に対して補助金を出すということも考えられると思うんですが、市長の見解を伺います。

○副主査（高橋都君） 市長。

○市長 アレルギーのあるお子さん、委員御指摘のように、お子さんのために朝早くから食材に最大限の気を配りながらお弁当を用意される保護者の方、こういった御苦労がある。そしてまた、そういった負担があるということの中で、せめて給食無償化と同等の経済支援をすべきではないかという考え方を私も教育委員会と同じように持っております。そうしたことで、公平性を担保、確保していくということに向かって教育委員会と連携して考えていきたいと思えます。

○副主査（高橋都君） 西田委員。

○委員（西田一君） 1年間もかけて検討しているわけで、当然、アレルギー対応の子供のことも検討はしてきたんだと思います。4月1日から対応すべきだところは訴えて、次、部活動なんですけど、時間もなくて、先ほどの御説明ですと、国は自治体の責任でということできちっとうたっているんだと思うんですが、要綱の第9条に、北九州市地域クラブはその責任において活動を行うものとし、その活動によって生じる一切の責任を負うと書いていますし、第三者から損害の賠償請求があった場合は北九州市地域クラブにおいて解決に当たるものとし、教育委員会は責任を負わないと書いています。あまりにも教育委員会として、これは過剰に責任を押しつけていませんか、冷たくありませんかと思えます。そういった意味では、まずこの要綱は変えないと、なかなか地域クラブ、部活動の受皿としての担い手が現れないと思えますが、見解を伺います。

○副主査（高橋都君） 教育長。

○教育長 大きな流れで申し上げますと、先ほども答弁で申し上げましたが、スポーツ基本法をベースに責任の所在を分けたということで、要綱にそういった形を書かせていただいておりますけれども、表現につきまして様々な受け取り方をされて誤解が生じるとか、そういったことをございましたら、御意見を賜りながら変えていくというのは、今ちょうどスタートを切って走りながらいろんなことを進めておりますので、そういったことは十分考えていくということは思っております。ですから、これからも小学生、中学生、そして保護者、さらには市民の

方々、また市民の代表である議員の皆様、そういった方々から御意見いただきながら、しっかりとよりよいものにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副主査（高橋都君） 西田委員。

○委員（西田一君） もう時間がないから要望だけですね。走りながら要綱もこれから考えていくという答弁でしたけど、我々としては今議会において要綱に関しては具体的な改善を求めて、終わります。

○副主査（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 御答弁ありがとうございました。私も最近、デジタル化で書く機会が減って、本当に字を忘れてるなというのを実感していますので、書くことというのは非常に大事だと。デジタルと書くこととハイブリッドでという答弁いただきましたが、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと、時間がないので要望で終わります。

○副主査（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。先ほど、教育長から必要に応じて協議とありましたけども、必要はあるんだろうと思っていますので、この事業をしっかりと、そして、成功の暁には、KDSの提案によってこういうことが実現されました、みんなも町のこと考えましょうという事業につながることを希望して、終わります。以上です。

○副主査（高橋都君） ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（西田一君） 進行いたします。公明党、金子委員。

○委員（金子秀一君） 公明党、金子秀一でございます。私からは、学校給食費の保護者負担軽減事業についてお伺いいたします。

国は、子育て世帯の経済的負担軽減と子育て支援の強化などを目的に、学校給食費の抜本的な負担軽減を進めることとしております。また、学校給食に係る自治体間格差を是正し、全ての子供たちが安心して学校給食を利用できる環境を整えるという観点からも議論がなされてきたものと承知をいたしております。こうした中、本市においても、令和8年度当初予算案といたしまして学校給食費の保護者負担軽減事業が計上されています。令和8年4月から、小学校及び特別支援学校小学部の給食費が無償となる予定であります。長引く物価高騰が家計を圧迫する中、給食費の無償化は子育て世帯の経済的負担を軽減することにつながり、その実現を大変うれしく思っています。

一方、食物アレルギー等により学校で提供される給食を食べることができず、弁当を持参している子供たちがいます。子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て支援の強化というこれまでの国等での議論を踏まえると、アレルギー等により弁当を持参する子供のいる世帯への支援も必要ではないかと考えます。そこで、予算調製権者であります市長からぜひ御答弁いただきたいと思っております。

○主査（西田一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 公明党の松岡裕一郎でございます。よろしくお伺いいたします。私からは、発達障害のある児童生徒等に対する支援についてお伺いいたします。

国の議論においては、令和8年度に向けた発達障害のある児童生徒等への支援は、就学前から切れ目のない支援体制構築、ICT活用や情報共有及び放課後児童クラブと障害児通所支援、放課後等デイサービス等の連携強化が重要とされています。また、推計8.8%を超えると予測される特別な支援が必要な児童生徒に対し、個別の指導計画に基づく支援や専門家との連携、AI等を活用した新たな実践研究が推進されています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、本市における教育福祉の情報共有促進についての取組と、ICTやAI等を通じた発達障害のある児童生徒等に対する支援の有効性について、お考えをお伺いいたします。

2点目に、令和8年度、国の新規予算において、ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業が計上されています。この事業は、発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携を促進するため、地域において共有すべき情報やICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築するものであります。予算規模は1,000万円、全国で4か所のモデル事業が選定され、1か所につき250万円の予算であります。教育と福祉をICTでつなぐ委託事業であり、10分の10の補助率となっています。そこで、本市においても発達障害のある児童生徒等に対する教育と福祉の連携は重要と考えるため、このモデル事業に手を挙げてみてはとありますが、本市の見解をお伺いいたします。

○主査（西田一君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 公明党の岡本義之でございます。私からは、本市の観光施策について3点お伺いします。

1点目に、本市への観光客誘致については、地方が持つ観光資源を最大限に生かしながら、観光客にとっての付加価値をつけられるかどうか焦点になると考えます。質の高い体験が求められる現代において重視すべきは、季節感の今だけ、ほかにはないここだけ、現地に來てくれたあなただけの3つのキーワードが特別感を演出し、消費額の単価アップにつながると考えます。令和8年度、観光客誘致において市長がお薦めする、今だけ、ここだけ、あなただけの観光資源についてお伺いします。

2点目に、本市の観光産業で働く人たちは、少なからず人とのコミュニケーションを好み、その地域での生活を楽しむ人々であります。彼らは住民と観光客をつなぐ存在であり、観光地域づくりの主役となる存在であります。彼らが増えることは、本来、地方創生の観点からも目指すべき目標であろうと考えます。本市における観光業人材の地域定着への取組について、市長の見解をお伺いします。

3点目に、我が会派が実施したインターネット調査で、あなたにとっての心のよりどころや

誇りを感じるものを具体的な名称で3つまで答えてほしいとの市民への質問において、北九州のシンボルを探ってみたところ、皿倉山に続き第2位となったのが若戸大橋でありました。ライトアップ等により夜景観光に貢献していると思われませんが、戸畑区側の橋の真下及び周辺地域には若戸大橋を見ながら食事等のできるお店や駐車場等の施設が限られています。夜景観光コンテンツとしての若戸大橋について何らかの対応、対策ができないものか、市長の見解をお伺いします。以上です。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 まず、金子委員から、予算調製権者としてということで、学校給食費の保護者負担軽減事業につきまして、弁当を持参する子供の世帯への支援が必要ではないかというお尋ねがございました。

北九州市では、全ての子供たちが安全・安心でおいしい給食を食べることができるよう、様々な取組を進めているところでございます。今般、令和8年4月から、国は小学校の給食費の保護者負担を軽減することとしましたが、この議論の中で、アレルギー等の理由から給食を食べることができない子供に対していかに公平性を担保するかが検討当初から課題とされていたと聞いております。また、教育委員会におきましても、学校で提供される給食を食べることのできない非喫食者への支援の在り方について検討を重ねてきたと聞いております。北九州市の中にも、アレルギー等で給食を食べることができないため、毎日弁当を持参しているお子さんたちがおります。こうした御家庭においては、給食費が無償化されても、その恩恵を得ることができないことになる。このように、日頃から経済的にも労力的にも負担のかかっている御家庭に対して、それを軽減していくべきであるという思いを私も持っております。

こうしたことから、まずはアレルギーによって恒常的に給食を食べることができないお子さんのいる御家庭への支援につきましては、公平性の観点にかなうよう適切な制度設計が行われるべきものと考えております。今後も、教育委員会と連携をしながら、全ての子供たちが安全・安心でおいしい給食を食べることができるよう、また、子育て世帯の負担軽減も図りつつ、子どもまんなか社会の実現に向け、一步一步着実に歩みを進めてまいります。

次に、岡本委員から、観光施策につきまして、今だけ、ここだけ、あなただけの観光資源、どこをお薦めするかという問い、観光業人材の地域定着の取組、若戸大橋魅力向上の対策、お尋ねがございました。

近年の観光施策におきましては、その地域ならではの魅力や特色を体験できる観光コンテンツを磨き上げ、訪れる方に特別な価値を感じていただくことが重要と言われております。委員御指摘の、今だけ、ここだけ、あなただけといった要素も同様に、選ばれる観光地として非常に大切な視点であると考えております。

こうした中、北九州市には、門司港レトロの歴史的景観、小倉城を中心とした歴史と文化、全国的に評価が高い工場夜景や皿倉山から望む夜景、すしをはじめとした多彩な食文化など、

魅力ある観光資源が数多く存在してございます。私としては、このような豊富な観光資源を生かした特別感のある体験として、例えば藍の鯖や藍島のアカウニなど、地元が誇る食材を熟練の職人が提供するすし、非日常の視点から観光スポットや都市の景色を楽しめるオープントップバス、小倉城天守閣を貸し切ったのユニークベニューなど、来訪者に北九州市ならではの魅力を楽しんでいただきたいと考えております。

次に、観光人材についての御質問であります。観光地域づくりを担える人材の獲得は持続可能な観光振興において重要なポイントであると考えております。特に、その土地ならではの体験など特別感を重視するインバウンドや富裕層のニーズに応えるには、地域の魅力を理解し、そのストーリーや価値を的確に伝えることができる高度なガイド人材等が必要となります。そこで、北九州市では、北九州エリアの観光資源に対するガイド人材のアテンションを高めるため、今年2月に世界観光ガイド連盟の視察を受け入れさせていただいたところであります。また、現在、富裕層をターゲットといたしました観光コンテンツの開発にも取り組んでおります。このような高付加価値観光の充実によりまして高度人材の需要喚起を図り、北九州市における観光人材の掘り起こしや定着へつなげてまいりたいと考えております。

そして最後に、若戸大橋の魅力向上についての御質問でございますが、令和4年に国の重要文化財に指定された若戸大橋は、赤くライトアップされた橋りょうが印象的な、北九州市を代表する夜景観光コンテンツでございます。現在、週末に運航されている工場夜景クルーズでは、橋の真下を航行するなど海からの夜景が楽しめるほか、今月末から運行を開始するオープントップバスでも、夜間に若戸大橋を渡る便が設定をされております。北九州市といたしましては、このような若戸大橋のライトアップを生かした取組や継続的な魅力の発信を通じて、若戸大橋周辺エリアに飲食店などの民間投資が誘発されることを期待しております。

令和8年度は、北九州空港への台湾便の再開、門司港地区での新たなホテルの開業など、観光大都市への進化に向けた力強い動きが予定されております。こうした好機を捉え、今後も観光資源の磨き上げを進めるとともに、訪れる方に特別な価値を感じていただける観光コンテンツを充実させることにより、北九州市の観光振興を着実に推進してまいります。

私から以上となります。残りは教育長からお答えいたします。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 松岡委員の、発達障害のある児童生徒等に対する支援について、教育・福祉の情報共有促進の取組とICTやAI等を通じた支援の有効性について考えを伺う。令和8年度、国の新規事業であるICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業に手を挙げてみてはと考えるが、本市の見解を伺うという2つの質問にまとめてお答えいたします。

発達障害のある児童生徒が自分らしく学び、安心して学校生活を送るためには、就学前から切れ目のない支援が重要でございます。教育委員会では、北九州市特別支援教育推進プランに基づき、教育と福祉が連携して、一人一人に寄り添った継続的な指導、支援を進めております。

発達障害のある児童生徒については、本人の特性や配慮すべき内容が一人一人異なっております。このため、学校や福祉施設の職員などが、保護者や本人の同意を得た上で、それぞれの児童生徒についてケース会議で必要な情報を共有しながら支援の方向性を検討し、実際に児童生徒の様子を見に行くなど、多様な連携が行われております。このような取組において、児童生徒の多様な特性や支援のポイントを整理し、複数の機関で情報を効率よく共有する上で、ICTやAIを活用することは有効でございます。

議員御提案の国のモデル事業は、より効果的な情報共有の在り方を探るもので、ICT等のさらなる活用に向けて一定の有用性がございます。一方、このモデル事業に取り組むに当たっては、秘匿性の高い児童生徒の個人情報や厳重な管理体制の下に取り扱う必要がございます。具体的には、公的機関と民間事業者間においてどのような情報を共有することが適切か、共有する情報をどのように管理、活用するのかといった様々な論点があり、これらを含め総合的に検討する必要がございます。このため、まずはこのモデル事業に参加する先進自治体の取組や成果を参考に、北九州市の実情に合った安全で効果的な連携について研究をしてみたいと考えております。

教育委員会としては、発達障害のある児童生徒一人一人がそのよさを伸ばしていけるよう、ICT等を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○主査（西田一君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 市長、御答弁ありがとうございました。多くの皆様が待ちに待った学校給食費保護者負担軽減事業がいよいよスタートいたしますが、本市はこどもまんなか社会、こどもまんなかcityを掲げています。その中で、本市として、子供たちが一番いい形で喜んでいただけるような施策をぜひよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○主査（西田一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 教育長、御答弁ありがとうございました。発達障害のある児童生徒に対する支援については、国の議論で、就学前から切れ目のない支援体制構築とあります。そのような中で、本市においては令和8年度、5歳児健診モデル事業が検討実施される予定であります。就学前に発達の障害が疑われる、おそれのある児童生徒をさらに早期に発見、また、支援体制が早期に構築されるものではないかと思っております。御答弁では、ICTとかAIを有効と認識されて従来より取り組んでいたり、また、課題があるということで、先進的な他都市を研究するということではありますが、私は北九州市は進んでいると思っております。国のモデルに応募することによって北九州市の取組がさらに広がっていくのではないかと考えております。令和8年4月13日12時までの公募になっていますので、御検討いただければと思いますし、秘匿性の問題とか課題もありますので、さらなる研究を進めていただいて、発達障害のある児童生徒への支援を進めていただきたいということを要望して、終わります。

○主査（西田一君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 限られた時間でありましたけど、市長には観光について前向きな答弁いただいたと感謝申し上げます。若戸大橋の件だけ要望したいんですけども、市長も出られたCOOL JAPANという番組の出張COOL JAPAN in北九州で、鴻上尚史さんとスタッフのメンバーが若戸大橋の前で写真に収まっていたんですけど、本当に若戸大橋を武器にしていかなくちやいけないなという思いの中で、先ほどオープントップバスの話も触れていただきました。これ13時とたしか18時45分出発の便だと思うんですけど、行きが、若松区まで行く便なんですけど、都市高速を通るんで、若戸大橋を渡るだけなんです。帰りは戸畑区で一回降りていただいて、牧山海岸を通ってくると見上げる形になりますので、ぜひそのコースも今後検討していただきたいと、伝えてもらいたいのと、多分オープントップバスの中で弁当とか食べられないって聞いているんですけど、もし食事が可能になればさらに皆さん喜ぶのではないかなと思うのがありますので、ぜひ市長、西鉄さんと交渉していただきたいなというふうな思いがあります。

もう一点は、なかなか食べる場所がないという中で、戸畑に渡し場の事務所があります。ぜひ増改築していただいて、お金かかりますけど、5階建てでもいいです。中にレストランとか喫茶店を収めていただいて、あの場所から若戸大橋を見ていただくということとかも将来の夢として皆さんにも訴えていきたいんで、検討していただければと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

都市高速が枝光から牧山ランプまでつながって、私、実は通ってくるときすごい楽しみで、都市高速を走りながら見られる若戸大橋の景色というのは最高だなと思っていたんですけど、戸畑区に入る頃は低いところまで下りてきまして、若戸大橋がマンションとあらゆるもので見えなくなって、すごい残念なんです。特に、戸畑区はマンションが多いもので、ライトアップされた若戸大橋を見るところが限られています。となると真下から、周辺地域、臨港地域にそういったものがないと、なかなか若戸大橋のよさを伝えることができないんじゃないかなと思いますので、もし何か市長のお考えがあれば聞かせてください。

○主査（西田一君） にぎわい担当理事。

○にぎわい担当理事 若戸大橋周辺なんですけど、若戸大橋以外にも大橋公園、牧山海岸、遊歩道、宮古島展望公園等々ございますので、若戸大橋と併せまして、その辺はSNS等で情報発信をしながら民間投資を呼び込んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 補足的に。今、岡本委員からもる、いろいろな観点からの御助言といいますか、御提案いただきました。もちろん、行政でできるところ、できないところ、いろいろありますけど、そういった声もいただきながら一つ一つ、よりよいものになっていくように努力、あるいは各方面との話、こういうことはやっていきたいなという思いを新たにしているところです。

○主査（西田一君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君）最後に、北九州市全体もそうなんですけど、特に戸畑区、若松区も洞海湾に面しています。特に戸畑区側は、洞海湾にもっと触れてもらいたいんですが、夜なんかになると暗いんですね、臨港地域ということもあるんかもしれませんが。まずは安全だって皆さんに、夜でも、カップルが歩いていても安心できるみたいな雰囲気、まずはそこから始めていただきたいなということを要望して、終わりたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）進行いたします。市民とともに北九州、中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）中村です。よろしくお願ひいたします。私からは、子供が意見を表明する権利、アドボカシーの取組状況についてお尋ねいたします。

子どもの権利条約において、子供が意見を表明する権利の確保が規定されています。また、我が国では平成28年、児童福祉法改正で、子供の意見の尊重が明記されています。しかし、まだまだ、子供自身が1個の人格として自分自身に関わることに参画し、意見を言える仕組みがある社会とはなっていないと考えます。現在、各県市町村において、子供たちが自分の思いや意見を言えるように支援するアドボカシーの仕組みの構築が進んでいます。県内を見ても、福岡市や志免町などでとても先駆的な取組がなされています。そこで、2点お尋ねいたします。

まず1点目に、こどもまんなかcityを目指す本市において、全ての子供が意見を表明する権利、アドボカシーを守る取組を令和8年度予算の中でどう展開していくのか、見解を伺います。

2点目に、昨年施行され、子供にとって大切な権利について明記した本市の子ども基本条例の周知は進めているのか、また、今後どのように展開していく予定なのか伺います。私からは以上です。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）お世話になります。山田です。私からは、本市のスポーツ振興とプロ及び実業団などとの連携についてお伺ひいたします。

市民や子供たちが多様なスポーツに触れることは、青少年の健全な育成や町のにぎわいづくり、またシビックプライドの醸成などにとても重要であると考えております。そのためには、プロスポーツチームや実業団、また大学生や関係団体と連携した体験会などをより充実させるべきではないかと考えています。その際は、連携先とのコーディネートや財政的な支援が必要だと考えますが、市長の見解を伺います。以上です。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）私からは、北九州国際映画祭の今後の在り方についてお伺ひします。

本市は、2023年度より北九州国際映画祭を開催しています。来場者も、第1回が約4,200人、第2回が約3,600人となっており、映画の町として市のイメージアップにも貢献しています。そこで、2点伺います。

1点目に、映画祭開催には2026年度に2,300万円の予算が計上され、多額の公費も投じられて

いることから、一部の映画ファンや関係者のお祭りから地元市民にも愛される映画祭へと成長してほしいと願っております。ついては、幅広い世代に映画祭の開催を知ってもらえるよう、小倉北区以外でも看板掲示などを行ったり、上映作品が決まったものから順次PRをしたり、全上映作品が決まっていなくても1か月前にリーフレットを作成し、配布したりするなど、早めの周知に努めてほしいと考えます。見解を伺います。

2点目に、開催日程が、第1回が12月、第2回が11月、そして第3回が3月と異なっておりますが、広く認知されるために、今後は毎年何月に開催と定例的に開催したほうがよいのではないのでしょうか。見解を伺います。以上です。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 まず、中村委員から、子供が意見を表明する権利、アドボカシーの取組状況について令和8年度予算での展開、お尋ねがございました。

全ての子供が自分の思いを示せるよう支援し、声を代弁するアドボケイト、意見表明等支援員は、子供の権利擁護の観点から重要であると認識をしております。北九州市では、令和6年4月の児童福祉法の改正に先駆け、令和2年度から、臨床心理士等の資格を有するアドボケイトが市内の児童養護施設への定期的な訪問等を行い、子供たちとコミュニケーションを図りながら関係性を構築し、意見を聞く取組を行っております。このほかにも、子ども総合センターの24時間子ども相談ホットラインや親子のための相談LINE等に係る経費を予算案に計上し、子供たちが意見を表明できる権利の確保に努めてきたところでございます。

このような子供の権利擁護に係る取組に加えまして、子供が自らの意見で社会をつくる体験を通じ、まちづくりの主体としての意見を持つことを目的としたみらい政策委員会を創設いたしまして、市の施策に子供たちの意見を反映し、提案を事業化する取組も実施をしております。今後もこうした様々な取組を進め、子供たち自身の思いや意見を言えるように支援をし、こどもまんなかcityの実現を目指してまいります。

子供たちがまちづくりの主体としての意見を持つことではなくて、意識を持つことということで、改めさせていただきたいと思えます。

同じく、アドボカシーの取組に関しまして、子ども基本条例の周知と展開、お尋ねがございました。

北九州市子ども基本条例が、子供にまつわる様々な主体の責務と子供にとって大切な権利を明らかにするとともに、子供の権利の保障等を定めることにより全ての子供が心豊かに生活を送ることができる町の実現を図ることなどを目的といたしまして、令和7年4月に施行されたところでございます。この条例は、世界中全ての子供たちが持つ人権を定めた子どもの権利条約を踏まえ、子供にとって大切な権利として、安心して生きる権利、自分を守り自分が守られる権利、自分らしく生きる権利、心豊かに育つ権利、社会に参加し意見を表明する権利をうたっているところでございます。これらの権利は、子供が一人の人間として尊重され、心身とも

に健康で安全に成長する上で非常に大切なものであると認識をしております。

子供の権利につきましては、これまでも、1つに、小学6年生を対象に子供の権利等を掲載した下敷きの配布、2つに、子育てに役立つ情報をまとめた冊子、北九州市こそだて情報への掲載、3つに、市のホームページへの子どもの権利条約の掲載など、広く周知啓発に取り組んできたところでございます。このような周知啓発に当たりまして、令和7年度には北九州市子ども基本条例についても併せて掲載をするほか、市が共催するイベントでの広報物の配布等を行ったところでございます。今後も、様々な機会を捉えて、より効果的な周知、そして広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、山田委員から、スポーツ振興とプロ実業団等との連携について、連携した体験会等を充実させる、そのためのコーディネート、財政的な支援などというお尋ねがございました。

市民の皆様、とりわけ子供たちが多様なスポーツに触れることは、体力向上だけでなく、スポーツの体験を通じて夢を育むなど、子供たちの成長や地域への愛着につながる重要な取組と考えております。このため、北九州市では、スポーツ推進計画におきまして、市民誰もがスポーツに親しみ元気になることによる、豊かで未来輝く市民生活の実現を掲げ、様々な事業を実施しているところであります。

例えば、今年度におきましても、プロスポーツチームとの連携事業として、各チームに委託し、小学生がプロ選手と触れ合いながらスポーツに親しむドリムスポーツ体験教室、中学生の選抜選手にプロ選手が技術指導するトップアスリート育成促進事業などを開催してきたところであります。また、北九州市スポーツ協会に委託をしまして、各競技団体や大学生ボランティアの協力の下、小学生が10種目の様々なスポーツを体験できるキッズスポーツAccessを実施し、大変好評をいただいたところであります。さらに、先月開催をした北九州マラソンでは、実業団のトップ選手にイベントの講師やゲストランナーとして参加してもらうなど、大会を盛り上げていただきました。

このように、様々なスポーツ団体から優れた技術や指導のノウハウについて御協力いただくことにより、市民の皆様により多様で質の高いスポーツ体験の機会を提供できると考えております。今後も、関係団体等と連携をしながら、誰もがスポーツに親しむことができる豊かな市民生活の実現に向けて、引き続きスポーツの振興に取り組んでまいります。

そして、森本委員から、北九州国際映画祭の今後の在り方について、幅広い世代に映画祭の開催を知ってもらえるよう早めの周知に努めてほしいと。また、開催日程について、今後は何月開催と定例的に開催したほうがいいのかというお尋ねもございました。

北九州市では、全国に先駆けてフィルムコミッション事業を開始し、これまで30年以上にわたる映画やドラマ、CM等多くの撮影支援を通して、映画の町北九州という都市ブランドを確立してまいりました。こうした中、映画の撮影誘致や支援にとどまらず、映画文化を市民全体で楽しむ町を目指しまして、市制60周年記念事業として、令和5年12月に第1回北九州国際映

画祭を開催したところでございます。

委員御指摘のこの映画祭の開催周知につきましては、多様な媒体を活用したタイムリーな情報発信が重要であると認識をしております、第3回となる今年度の開催に向けては、昨年10月の市長定例会見での日程の発表、市長定例会見以降、映画祭公式SNS等での最新情報の随時発信、今年1月からの区役所、市民センター、モノレール各駅等でのポスター掲示、市政だより2月1日号での特集記事の開催、のぼり旗や大型看板による小倉都心部での装飾などに組み込んでまいりました。今後も、さらに多くの市民の皆様には映画祭を知っていただけるよう、掲示物や対象エリア、情報発信のタイミングや媒体についてもより効果的な周知となるよう工夫していきたいと考えております。

また、映画祭の開催時期につきましては、これまで、関係者との調整や上映作品の選定、関連プログラムの実施など、より充実した映画祭とするための様々な要素を考慮しながら試行錯誤を続けてきたという経緯がございます。このような結果として、第3回の映画祭につきましては、初の短編映画の国際コンペティションの開催、人材育成事業の取組強化、十分な周知期間の確保などの観点から、実行委員会での議論を経て、今年3月に開催することとしたものでございます。他方で、市民の皆様には映画祭を広く認知していただくためには定例的な開催というのは効果的であることから、今後、関係者とも十分な意見交換を行いつつ、開催時期の定例化に向けて検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、北九州国際映画祭が多くの市民の皆様には愛されるとともに、世界との交流の中から新たな才能や作品が生まれる魅力あるイベントとしてさらに成長するよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

市政だより2月1日号での特集記事の開催ではなくて、掲載に改めさせていただきます。失礼しました。以上となります。

○主査（西田一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） では、私から、先ほどの質問の2点目、子ども基本条例の周知についてお尋ねします。

私、前回の12月議会本会議において同じ質問をさせていただきました。市長はそのときに、今回と一緒に、子供の権利は非常に重要なものと答弁され、子ども家庭局長も、今後より効果的な周知、広報に取り組むと御答弁いただきました。私が12月議会で御質問したのは、今後ということで、令和8年度の予算にどう組み込まれていくのかということも踏まえて本会議で御質問させていただいたところです。先ほど、令和7年度こういう取組をしてまいりましたという御答弁は12月議会本会議でも御答弁いただいたところですが、もう一步踏み込んで、子ども基本条例の中には、第12条、市は子供の権利について周知啓発等の実施に努めるという条文がございます。それに基づいて、令和8年度予算の中でこのように取り組んでいく、このように力を入れていくというものがありましたら、内容を教えてください。

○主査（西田一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 御質問に対してお答えさせていただきます。

子供の権利につきましては、我々も周知は大事だと思っております、これまでの取組も先ほど御説明させていただきましたけれども、次年度予算に向けましてもこれまでの子供の権利についての予算をしっかりと確保いたしまして、先ほど多様なイベント等の機会を捉えて広報ということで、昨年12月の御質問から、この1月に開催されたイベントにおいても周知をさせていただきますし、同じように様々な機会を捉えて、しっかりと周知につきましては努めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） これは教育長になるのかもしれないんですけど、学校との連携というか、前回、12月議会でも川崎市の取組を私も例示して御質問したと思うんですけど、教育委員会との連携というか学校現場での、下敷きを配るというのはもちろん聞いているんですが、イベントだけでなく、学校現場で協力してやっていくことは何かありますか。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 令和7年度ですけれども、実は中学校の校区で、小学校と中学校、児童生徒が連携して、北九州市ネットトラブルから自分を、それから仲間を守るルールづくりというのをやりまして、このほど大体5つぐらいに全市的に子供たちが出してくれたものをまとめて、ポスターにして配付するというふうなことを今やっております。それから、令和8年度については、それをPTA協議会と連携いたしまして保護者の方にも広めようというようなことで、子供たちが本当に意見を出してくれていますので、そういった取組をしまいるということで啓発を行っていこうと思っております。以上です。

○主査（西田一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 何度も言いますが、12月議会、そして今回、この分科会の予算特別委員会でも御答弁いただいたわけですから、令和8年度、具体的な取組を私も注視していきたいと思えます。以上です。

○主査（西田一君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） 御答弁いただきましてありがとうございます。私からは要望を中心にお話をさせていただきたいと思えます。

北九州市に、トップチームということで4チームの連携の会議を設けていただいていると思えます。今回はこの4チーム以外の、実業団のチームに特化してお話ししたいと思えます。ニューイヤー駅伝でも出ました安川電機や黒崎播磨、JR九州の硬式野球部、また日本製鉄のラグビー部など、TOTOも含めて、いろんな実業団のチームがあります。部活動の地域展開をこの先担うであるとかアスリートたちのセカンドキャリアを育成する、つくっていくという、デザインを取っていくということになると、私はもっともっと市と連携を強めたほうがいいの

ではないかと思ひまして、今回この話をさせていただきました。それぞれ、実は単独で結構、体験会であったりですとかイベントをされていらっしゃる。このときに聞くのが、市からの支援であったり広報、お金がかかるどうこうというのを財政面書きましたけれども、そういうのを含めているようなお手伝いができると思います。ぜひ連携を密に取っていただきたいなと思います。

それ以外にも、北九州以外のチームですね、最近でいうと嘉麻にあるカノアラウレアーズだとか、ライジングゼファー福岡だとか、堺ブレーザーズもそうですけれども、来ていただいて試合をしていただくと。これに、今回WBCもありましたけれども、子供たちの熱が高いうちに温めていただくということをぜひとも、せっかくこれだけ体育施設があつて、先日野球場の話もしましたけれども、いろんな施設がある北九州市ですから、人も物も、いろんな資源をしっかり生かしていただきたいなと思っております。私からは以上です。

○主査（西田一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 市長、答弁ありがとうございます。市も様々な媒体を使って国際映画祭のPRをしていただいているんですが、3回目に至ってもなお映画祭の存在自体を知らない方、映画祭あるのっていう方も残念ながらいらっしゃるというのが私の認識でございます。来場者を増やすためには、まず地元ファンを増やすことが必要ではないかと思ひます。ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

それと、開催時期については、いつも秋にあるとか、決まっていれば、季節の風物詩になるのではないかなと思っておりますので、そこのところは、実行委員会形式で厳しいとは思ひんですけれども、できるだけ同じ、3月と11月みたいなことではなくて、なるべく、大体11月、12月、秋とか冬とか、そういうふうにしていただけるともっと認知度も高まって、多くの方が参加するのではないかなと思っております。何か見解がありましたら、お願いいたします。

○主査（西田一君） にぎわい担当理事。

○にぎわい担当理事 市長の答弁でも述べさせていただきましたけど、定例的な開催というのは効果的と思っております。実行委員会とも協議しながら、そこは検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○主査（西田一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ぜひよろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○主査（西田一君） 進行いたします。日本共産党、宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 日本共産党の宇土浩一郎です。まずは、聴力検査について伺ひます。

年を取るにつれて聞こえにくくなる加齢性難聴を早期発見することで認知症予防につなげる取組が全国で広がっており、海外の研究でも聴力の衰えと認知症リスクの関連性が指摘され、注目を集めています。高齢化が進む自治体は、将来的な医療費や介護費の削減も期待できることから、例えば秋田県は2025年度から、秋田大学高齢者医療先端研究センターに委託した聴力

の検査会のモデル事業を開始しました。聴力検査を気軽に受けられるよう、会場は病院ではなく、公民館や区役所を選びました。秋田県は、介護の担い手が減る中、検査で認知症の兆候を早期発見し、対策を講じれば、医療費や介護費の削減にもつなげられると意欲的です。本市も秋田県と同様に、高齢者も行きやすい各市民センターで聴力検査を行うべきです。答弁を求めます。

次に、学校給食無償化について伺います。

本議会でも学校給食無償化についての議論がなされ、その中の答弁において、国が決めたことに倣って小学校のみの実施にとどまっています。福岡市は今年度の2学期から、小学校、中学校、特別支援学校も給食無償化を開始しました。本市も国を待たず、中学校、特別支援学校中等部、高等部の給食無償化に踏み出すべきです。答弁を求めます。以上です。

○主査（西田一君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 日本共産党、高橋都です。私からは、北九州市国民健康保険条例の一部改正についてお尋ねいたします。

政府は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、4月から被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度等全ての医療保険に上乘せをし、保険料を徴収します。子供を産み育てやすい環境をつくり、少子・高齢化の改善に取り組む子育て支援は必要な対策です。しかし、国の責任で取り組むべき施策の財源を保険料に組み込むことは筋違いです。とりわけ物価高騰で厳しい生活を強いられている低所得世帯や小規模事業者にとっての負担は大きいものです。子育て支援制度の強化は、保険料の引上げではなく、国庫負担の抜本的拡充により制度を支えるよう、国に対し、制度の見直しを求めるべきです。市長の見解をお尋ねします。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 まず、宇土委員からのお尋ねでございますが、聴力検査について、高齢者も行きやすい各市民センターで聴力検査をというお尋ねがございました。

高齢者の難聴につきましては、聞こえづらさからコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や認知機能の低下にもつながる重要な課題であると認識をしております。福岡県耳鼻咽喉科専門医会のホームページによりますと、聞こえの状態は個人によって異なるため、耳鼻咽喉科での評価が必要であること、聞こえに異常を感じた場合には耳鼻咽喉科を受診してほしいことなど、早期受診の必要性が示されております。北九州市では、高齢者の方々が難聴への関心を高め、早期発見、早期受診につながるよう、啓発チラシの作成、配布や市の言語聴覚士による市民センター等での出前講演など、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

こうした取組や専門医の知見を踏まえ、聴力を検査する際には適切な検査環境を整えることや難聴の原因に応じた対応に迅速につなげることが重要であり、専門の医療機関で受診していただくことが望ましいと考えております。このため、これまでの取組を継続するとともに、新たに令和8年度から、介護予防を目的に、生涯学習センターなどの市民の身近な場所で

行う体力測定や認知機能チェックと併せて、言語聴覚士による聞こえのチェックを実施し、必要に応じて受診勧奨を行うこととしております。今後とも、難聴の早期発見、早期受診に向けて着実に取組を進めていくことで、高齢者お一人お一人が安心して生き生きと暮らし続けることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

高橋委員から、北九州市国民健康保険条例の一部改正について、子育て支援制度の強化は保険料の引上げではなく国庫負担の抜本的拡充により制度を支えるよう、国に対し制度の見直しを求めるべきとお尋ねがございました。

子育てを社会全体で支えることは重要であり、その理念は国全体で共有するものと考える一方で、国民健康保険被保険者の負担抑制も重要な課題であると認識をしております。子ども・子育て支援金制度は、法律改正によりまして、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして導入が決まり、令和8年度から医療保険料と併せて子ども・子育て支援金分の徴収が開始されることとなったものでございます。この支援金制度は、全ての世代、社会・経済主体で支えるものであることから、国において既存の医療保険の徴収基盤を活用することとされたものであります。被保険者の皆様には、この点を御理解いただけるよう周知に努めたいと考えております。

他方で、国民健康保険は高齢者や無職の方の加入が多いため、これまでも国に対しまして国庫負担割合の拡大による負担軽減などを要望しており、今後も継続してまいりたいと考えております。なお、子ども・子育て支援金制度につきましては国が関係法令を定めて進めている取組であり、制度の見直しを求めることは考えておりません。

北九州市といたしましては、今後とも被保険者の負担に配慮をしつつ、国民健康保険財政の安定的かつ持続可能な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上となります。残りは教育長からお答えします。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 最後に、宇土委員の学校給食無償化について、本市も国を待たず、中学校、特別支援学校中学部、高等部の給食無償化に踏み出すべきであるという御質問にお答えいたします。

北九州市ではこれまで、給食費の無償化について、対象範囲や実施時期などの制度の在り方をプロジェクト会議等を通じて検討を進めてまいりました。こうした中、令和7年12月、国が全国の公立小学校の給食費の無償化から抜本的な負担軽減に方針転換し、国から自治体に交付される交付金の基準額が示されました。この方針を踏まえて、北九州市においては、令和8年度は小学校について国の基準額を超える部分を市が負担し、いわゆる給食費無償化を実現することといたしました。

北九州市独自に中学校などの給食費を無償化することについては、給食の質を確保しつつ持続可能な制度とすることが必要であり、国の財源措置がない中、現段階で直ちに実現することは難しいとの結論に至りました。令和7年12月に国が発出した文書によると、中学校給食につ

いても小・中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討とされております。様々な機会を通じて、国に対し、中学校等に係る保護者負担軽減制度の早期創設に加えて、物価高騰に対する十分な財源措置についても要望してまいりたいと考えております。

いずれにしても、引き続き、経済社会情勢、国の動向等を注視しながら、北九州市の給食費保護者負担の軽減の在り方について考えてまいります。答弁は以上でございます。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） まず、学校給食無償化について伺います。

今回、教育委員会からは、中学校と特別支援学校の中等部、高等部について、給食の無償化の予算要求を財政・変革局にしていなかったという認識です。これは間違いありませんか、答弁を伺います。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 結果的にそういうふうに見えるという形かと思えますけれども、私どももどういう形で予算として上げていくのがいいのかということは事前にかなりいろんなところでお話をさせていただいております。ただ、先ほども申し上げましたけど、国と申し上げると、いつも国かとおっしゃられますけれども、教育費、今年度予算でも給食以外に私ども、先ほどのA Iのドリルもございましたけれども、エアコンについてもかなり踏み出した形で進めることができそうであるということで、今、議会にもこうやってお諮りをさしあげているところでございますので、トータルで見えていって、今何がここで必要なのかというふうなことで考えておりますので、そういったことで私どもは進めているとお考えいただければいいかなと思っております。以上です。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 今さっきも討論が出たんですけど、アレルギーや不登校などの理由で給食を食べられない子供がいる世帯に対し、給食食材費相当分を給付すべきです。子供の不登校がきっかけとなり、保護者が離職するなど収入が減る、一方で食事や外出、学びの支出が増え、経済的困難に直面している実態があります。給食を食べられないことは子供の責任ではありません。それにもかかわらず保護者が経済的負担を負い続ける現状は不公平です。国の方針では、アレルギーなどで食べられない子供たちへの対応は自治体に委ねるとしてあります。教育を受ける権利の保障として、給食食材費相当分を給付する制度を令和8年度当初から市の責任で実施すべきです。答弁を求めます。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 今おっしゃっていただきました非喫食者につきましては、公平性の確保を取っていくということはすごく大事でございます。そういったところも私ども丁寧に今検討をしておりますが、先ほども申し上げましたように、国の考え方がまだ十分に示されておられませんので、そういったことをしっかりと見て、国との整合性を図りながら、持続可能でずっと続い

ていく恒久的な制度にしていくことが重要だという認識でございますので、今そういったところで進めているということでございます。以上です。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 国を待つんじゃなくて、本市独自でやるべきだと私は思います。また、今回、予算案では保護者負担軽減事業として約32億円が計上されていますが、我が党が一般質疑で明らかにしたように、市負担分はゼロであり、全て国から来るお金ということです。学校給食費に関わって市独自の予算で実施している事業は何かありますか、答弁を求めます。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 交付金等も入ってまいりますけども、物価高騰対策というようなところにつきましては、先ほど言いましたが、市費も投入をしていくというふうなことでございますので、できる限りいろんなところの財源を使いながら進めていっているということでございます。以上です。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 国がやると重い腰を上げて、小学校だけとはまだ不十分ですが、給食費無償化へ動いていることは評価します。しかし、本市の周りでは、中間市、行橋市、下関市、芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町、荇田町、みやこ町、香春町、福智町で、市独自で予算を割り、中学校給食無償化を実施しようと予算案に計上されています。保護者からは、子育てナンバーワンと言うけど、子ども医療費も学校給食の無償化も周りと比べて劣っている町になってしまったという声があります。子育て支援イコール無償というだけではないとは思いますが、近隣自治体が憲法どおりに義務教育は無償化という道へ一歩ずつ進む中、北九州市は取り残され、逆に他より劣っているとして目立っているという声もあります。教育予算を拡充し、医療費や給食費などの無償化を実施すべきです。答弁を求めます。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 自治体それぞれ、人口であったりとか産業構造であったりとか、それに伴いまして税金等もそれぞれ違ってきております。そういった中で、私どもは最善の策は何かということで今考えてきておりますので、北九州市としては、今予算等に上げております、御議論いただいています、そういったところを大切にしておるということで進めておるということです。以上です。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 北九州市独自で実現しないといけないと思います。今年1月から3月まで小学校6年生と中学校3年生は無償になりましたが、保護者の方から、2年生だから今年3年生になるので無償になると喜んでいました、そのような声がありますが、引き続き中学校3年生は無償化の検討はされていますか、答弁を求めます。

○主査（西田一君） 教育長。

○教育長 本年度、今実際にそのことをやっているわけですがけれども、あくまでも物価高騰対策ということだけではなくて、中学3年生と小学6年生、進学に当たって必要になってきているよねということで、私どももできる限りのことをできないかということで、皆様からも賛成いただいて今実施をしているわけでございます。また、そういったことができればいいなというのは気持ちとしてはございますけれども、財源の問題というのがありますので、そういったものもろもろのことを考慮しながら今後もしっかりと検討を進めていくということになるかと思えます。現時点では、やるということは申し上げられません。以上でございます。

○主査（西田一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 北九州市の周りの自治体は、国に頼らず独自の予算で学校給食費無償化に踏み出しています。多くの団体の方と署名運動を私も取り組んできました。そして、多くの署名をいただきました。提出もしました。この署名を重く受け止め、何度も言いますが、憲法第26条で義務教育は無償と書いてあります。学校給食も教育の一環として無償にすべきです。そのことを強く求めます。

そして、補聴器についてです。医療機関にも確認しましたが、市民センターでも聴力検査ができると聞きました。秋田県能代市で聴力検査会が行われました。約30人の参加者が、公民館で聴力検査や簡単な体力測定、タブレット端末を使った認知症機能のテストを受けました。市内に住む男性79歳は、家族からテレビの音量が大きいと指摘されて参加しました。検査で聴力と認知機能の低下が認められ、耳鼻科の受診を勧められました。男性は、がっかりしましたが、こうした機会がなければ全く聞こえなくなってから病院に行くはめになったと、前向きな話がありました。だからこそ、令和8年度から生涯学習センターでやるんですかね、高齢者が行きやすい、身近にある各市民センターで聴力検査を行うことを強く求めて、私の質問を終わります。

○主査（西田一君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 私からは、国民健康保険条例の一部改正ということでお尋ねします。

今回の条例改正におきまして国保の賦課限度額の引上げも行われますが、医療分が1万円上がります。それに子ども・子育て支援分として3万円増額ということで、医療分と後期高齢者支援分、介護分、子ども・子育て支援分、これを合わせると4万円のプラスということで、これまで109万円だったのが113万円と大きく跳ね上がるということです。大きな負担だと思うんですけど、先ほど言われましたように国保の保険料、これが高くて払えない、滞納が増えるんじゃないか。また、さらには受診抑制につながるのではないかと危惧するんですけど、見解をお尋ねします。

○主査（西田一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 賦課限度額の変更等、様々ございますけれども、御質問いただきました子育て支援金制度につきましては、先ほどの市長の答弁でも申し上げましたとおり、全ての世代、

社会・経済主体で支えるものであるということで、国において制度が法令等の改正によって定められたというものでございます。市としましては、極力負担が増えないようにということで様々な取組はしておりますけれども、保険制度の運営というところでは、この子育て支援制度につきましては皆様の御負担をいただくように、御理解いただけるように周知をしっかりと進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） そもそも子育て支援というのは社会保障の対象と違います。医療保険を少子化対策に流用すること自体、疾病や高齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱していると思います。医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必然性はなく、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課す今回の方式は合理性を欠き、深刻な欠陥を抱えていると思います。これが前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料を流用するという危険が今後生まれるのではないのでしょうか。制度の安定を理由に市民負担を受け入れるこの姿勢、自治体の役割を大きく逸脱するものになってまいります。保険料や自己負担軽減など、社会保障が本当に市民の安心につながる予算への転換を求めて、私の質問を終わります。

○主査（西田一君） 進行いたします。北九州会、本田委員。

○委員（本田一郎君） 北九州会の本田です。よろしく願いいたします。

ガストロノミーの取組について。私はこれまで本会議で、ガストロノミーの取組を評価し、その推進が本市の都市戦略にとって極めて重要であることを提起してきた。そこで1点目に、本市が食文化を核とした都市ブランド戦略をどのように構築していくのか。そして、その中で市長がどのように関わり、リーダーシップを発揮するのかお伺いします。

次に、本市は日本ガストロノミー協会の柏原光太郎会長を参与に迎えた。会長は、全国の著名シェフや食の専門家とのネットワークを持ち、地域資源を生かしたガストロノミーツーリズムを推進してこられた方である。そこで2点目に、市長としてこの登用をどのような戦略的位置づけで捉え、本市の都市ブランドづくりにおいてどのような役割を期待しているのかお伺いします。

最後に、本市では今年23日、24日に、株式会社ジャルパック、日本航空株式会社九州支社、都市ブランド創造局との連携による取組が予定されている。北九州市への現地ツアーはまだ実施前であるが、ガストロノミーを切り口に本市の食や酒蔵、観光資源を発信していく重要な機会になると考えている。この取組を単発のイベントとして終わらせるのではなく、今後の連携のきっかけとして継続的な展開につなげていくことが重要と考える。

福岡県では飲食、宿泊、酒蔵、生産者、観光事業者が連携した取組が実施されており、その一つが食の王国・福岡ガストロノミーセミナーである。先述の柏原会長によるセミナーに加え、有名シェフによる料理提供、酒と料理のマリアージュなど多彩なプログラムが展開され、参加者をうならせるほど充実した内容であったと聞いている。その結果、酒蔵と飲食店の連携が強

化され、新たなイベント創出につながるなど、地域内の好循環が生まれている。本市でも同様に、日本ガストロノミー協会、JAL、市内の飲食、宿泊、酒蔵、生産者、観光事業者が連携することで同じような波及効果が期待できる。については3点目に、こうした関係者をつなぎ、市全体としてのガストロノミー推進体制を構築するために、市長はこの取組にどのように関わり、どのような役割を果たせるのかお伺いします。以上です。

○主査（西田一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） 北九州会、小宮良彦です。よろしく申し上げます。私は、北九州市立特別養護老人ホームかざし園についてお伺いしたいと思います。

本市は、令和7年11月の公表において、令和8年度以降もかざし園の指定管理者方式を継続する方針を示しておられますが、福祉施設としての役割や将来の維持管理コストを考慮すると、現行方式のまま更新を重ねるだけでは不十分であると考えております。これまで本市所有の特別養護老人ホームが民間へ売却され、現在、北九州市立特養として残るのがかざし園のみとなっている経緯も踏まえるならば、本市として指定管理を続ける合理性をどのように整理しているのか、丁寧な説明が必要であると考えます。そこで、2点お伺いします。

1点目に、今後老朽化が進むかざし園について、市がどのような将来像を描き、本市財産として維持する根拠をどのように考えているのか。その上で、民間活力の活用や福祉サービスの質の確保、持続可能な運営体制の構築といった観点から、指定管理方式以外の手段も視野に入れた具体的な検討状況をお伺いしたいと思います。

2点目に、北九州市しあわせ長寿プランにおけるかざし園の位置づけ、そして、人口構造の変化や財政制約を踏まえた介護サービスの基盤としての整備方針について見解をお伺いします。以上で終わります。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 まず、本田委員からの御質問、ガストロノミーの取組について、食文化を核とした都市ブランド戦略の構築、リーダーシップ、そして柏原参与の役割への期待、市全体としての推進体制を構築するための市長の役割などについてお尋ねがございました。

近年、地域固有の食文化や食材、料理人や生産者など食に関わる人々の営みを観光や地域振興につなげるガストロノミーの取組は、地域の魅力を高めるとともに、都市ブランドを形成する戦略として国内外で注目をされております。北九州市におきましても、市の重要施策の一つとして観光大都市への進化を掲げる中、北九州市の食文化のポテンシャル、とりわけ豊かな漁場もたらす多彩な食材と職人の技術に支えられた質の高いすし文化の強みを生かすため、今年度、全国初となるすしの都課を設置し、食を通じた都市ブランドの構築に集中的に取り組んできたところでございます。

こうした中、著名なシェフや食の専門家との幅広いネットワークやガストロノミーツーリズムの推進について豊富な経験と知見があり、日本ガストロノミー協会の会長である柏原光太郎

氏を北九州市の食の魅力戦略担当の参与として委嘱させていただいたところでございます。現在、柏原参与には定期的に来訪いただきまして、北九州市の食の振興に関する取組への助言、講演会や各種イベントでの北九州市の多彩なすしの魅力の発信、首都圏の旅行会社やメディア等とのネットワークづくりなどを通じまして、食を目的とした来訪者の増加や北九州市の食の魅力の認知度向上に大きく貢献いただいているところでございます。

一方、ガストロノミーの取組を推進するに当たりましては、委員御指摘のように、飲食店や宿泊事業者、生産者、観光事業者など多様な関係者が連携をし、地域の食文化を一体となって磨き上げ、発信し、観光客に体験していただくことが重要でございます。このため、来週開催予定のすし文化体験ツアーでは、単にすしを食べるだけでなく、見て学ぶをテーマに掲げ、漁師や市場関係者、すし職人に加え、酒蔵等との交流を通じ、すしの都北九州市をつぶさに体験できる内容となっております。また、令和8年度は、国内外の食分野におけるオピニオンリーダー等も参加し、市内のすし職人や和洋のシェフが一堂に会する食イベントの開催を予定しており、こうした機会を通じて関係者間の連携も深めることとしております。

市長である私といたしましては、このように北九州市が目指す方向性を明示するとともに、トップのイニシアチブによる関係者との連携や地域の多様な主体が参加しやすい環境づくりなど、引き続きリーダーシップを取って市全体の取組をけん引する所存でございます。今後も、北九州市の食の魅力を最大限に生かし、ガストロノミーをはじめとする体験型、高付加価値型観光の充実を図るとともに、その成果を地域経済へと確実に波及させ、観光大都市への進化を力強く進めてまいります。

続いて、小宮委員から、特別養護老人ホームかざし園につきまして、指定管理者方式以外の手法も視野に入れた検討の状況、また、しあわせ長寿プランにおけるかざし園の位置づけや介護サービス基盤としての整備方針といったお尋ねがございました。

高齢者の方々が安心して暮らせるまちづくりにおきまして、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤を確保することは重要であると認識をしております。昭和58年に開設をされたかざし園は、現在北九州市が所有する唯一の特別養護老人ホームであり、市立門司病院との合築により建設をされ、構造上の課題があることから、これまで指定管理者制度により運営してきたところでございます。令和8年度からの5年間につきましても引き続き指定管理者制度を活用することとし、令和7年12月議会におきまして、長年運営を担ってきた北九州市福祉事業団を御承認いただいたところでございます。今後の運営形態につきましては、施設の老朽化や門司病院との関係性なども踏まえ、中期的な視点で検討していく必要があると考えております。

また、かざし園を含む特別養護老人ホーム等の施設整備につきましては、3年ごとに策定している市の高齢者施策を総合的に推進する計画に基づき進めております。令和6年度からの3年間の施設整備につきましては、今後の高齢化の推移や市民ニーズ、施設の整備状況等を踏まえ策定した北九州市しあわせ長寿プランに基づきまして、計画的に進めているところであります。

す。特別養護老人ホームにつきましては、これまでの整備により利用率は安定していることなどから、現在の定員数を維持することといたしております。次期計画の策定に当たりましては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、2040年以降の人口構造の変化を見据え、サービス需要の動向等を踏まえながら、介護サービス基盤の整備の方向性を検討していきたいと考えております。

今後も、介護が必要になっても自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、持続可能な介護サービス提供体制の確保に取り組み、安らぐ町の実現を目指してまいりますと考えております。以上となります。

○主査（西田一君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） 御答弁ありがとうございました。まず、柏原参与についてでありますけれども、ガストロノミーの概念を食文化、また観光、地域経済に広く広げた第一人者でもありますし、業界とのネットワークもありますし、地域との連携の成功事例をたくさん持っている方でありますので、先ほど市長の答弁でも、トップとしてのイニシアチブを発揮するというものでありますので、ぜひとも、今、月に数回来北されているということでありましたけれども、頻度を上げていただいて、本気でガストロノミーを進めるのであれば参与の力を、本当に外部の知見者の一人と言えますので、存在と言えますので、ぜひとも二人三脚で進めていっていただきたいと思います。

それから、ガストロノミーの取組でありますけれども、これは単に振興とかイベントにとどまらずに、観光とか農林水産業、商工業、文化、教育、先ほども言いましたけれども、横断的に地域の誇りと未来を形づくる都市戦略そのものでありまして、その効果が既に現れているのが、昨日でありますけれども、グリーン・デスティネーションズのデスティネーションマネジメント部門で、関門エリアが世界の旅行先ランキングで3位に選ばれたというニュースがありました。それが象徴的な出来事でありますけれども、3位になったというのは偶然ではないと思っております。日々、市長をはじめ関係者のそれに向けた取組によって出た結果だと思っております。ですから、そういった世界に評価されたこと、これをまたガストロノミーの推進につなげていただいて、行政だけでは成し遂げられないからこそ、市長が旗振り役として前面に立ち、関係団体をつなぎ、方向性を示し、北九州市としての物語を描いていくことが極めて重要になると考えております。

これ単なる施策とかだけではなく都市ブランドとして厚みを持たせていただいて、本当に北九州市の経済を支えるような一つの核となると思いますので、そこも推進していただきたいと思っております。最後になりますけれども、柏原参与に戻りますけれども、今、お迎えをする事業者の方ですね。今回、すしもそうですけれども、いろんな食の関係者がおられますけれども、人材が不足しているところもありまして、その育成とか人材の強化というのも必要になりますけれども、柏原参与はそのようなセミナー等々も関連づけて推進できる方でありますので、

併せてその部分も推進していただきますよう強く要望しまして、私からは以上となります。

○主査（西田一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） 市長、御答弁ありがとうございました。引き続き質問させていただきます。

市立かざし園に関しては、内部留保として約5,000万円留保されていると伺っております。この点から考えても、現状が赤字経営ということは判断しにくい状況であります。もちろん、市立門司病院建設時の経緯や当時設定された条件等が影響してくるというお話も今伺いましたが、しかしながら、本市としても民間活力を最大限に活用して、公共施設マネジメントの観点からも民間への売却を含めた検討も進めるべきではないかと考えております。現状のまま市として保有し続けることの意義は必ずしも大きくないと思いますが、御見解を伺います。

○主査（西田一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 かざし園、市で残りました唯一の特別養護老人ホームなんですけれども、過去、市においても、市所有の特別養護老人ホームを民間譲渡したという経緯がございます。その中で、今、かざし園に関しましては、門司病院と合築というところで、指定管理者ということを選択して継続しているというところでございます。構造上の課題というところが一つあるというのもございますので、引き続き入所者の皆様が安心して施設で過ごせるように指定管理者には運営していただきたいと思っておりますが、今後の運営形態に関しましては、先ほどの市長答弁でも申し上げましたとおり、施設の老朽化ですとか、あと門司病院との関係性なども踏まえて、中期的な視点で検討していく必要はあると考えております。決して民間譲渡は考えていないというわけではないんですが、今回につきましては5年間、指定管理をしっかりとお願いしたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） ありがとうございます。市立門司病院との関係性と建物の構造上、少し隣接する構造になっておりますが、1つ追加で質問させていただきたいんですけど、これ老朽化が進めば、かざし園と市立門司病院、同時に改修とかということになってくるんでしょうか。

○主査（西田一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 合築といいましても、かざし園の建物と、それから門司病院の建物は大きく分かれておりまして、渡り廊下でつながられているというところがあります。あと、今のかざし園の建物の中に一部門司病院のフロアがあるですとか、ちょっと入り交ざったところもございます。同時に改修するかどうかというところは、今時点ではお答えができないということでございます。以上です。

○主査（西田一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） ありがとうございます。北九州市で最後に残る市立の特別養護老人ホームとして、皆さん注目されていると思います。そして、介護人材の方も、福祉事業団、本市

の政策連携団体でもありますので、注目はさらに上乘せという感じだと思います。先進的介護やしあわせ長寿プランとか、私、精査しながらも応援はしております。介護人材やICT、介護ロボットとかスケッター等、いろいろな分野で介護に関わる政策を今執行部の皆さんも考えていただいております。市民や市職員もかざし園を利用して、どれぐらいの数か分かりませんが、職員さんも含めて介護体験とか積極的にかざし園で行っていただいて、介護の魅力をもっとアピールしていただいて、かざし園で働いている方も、そして市民も、かざし園、北九州市立であることの有意義さをアピールしていただけるのであれば、応援は引き続きしていきたいと思っております。

建て替え等のハードルもあるかと思いますが、5年間指定管理が続くわけですので、この5年間をしっかりと、無駄な時間にならないように、事業団のみならず、いろんな各方面の方とも御検討を重ねて、5年後の指定管理更新の前には少し方針的なものを聞かせていただけたら幸いです。以上で終わります。ありがとうございました。

○主査（西田一君） 進行いたします。緑の風、柳井委員。

○委員（柳井誠君） よろしくお願ひします。私は、児童相談所と区役所における児童虐待対応について伺います。

本市における児童虐待対応件数は、児童相談所、区役所ともに増加傾向にあります。この増加は危惧と軽度の虐待が多くを占めておりまして、児童相談所での虐待対応件数のうち、それらの割合が9割を超える状況であります。そのことから、児童相談所と区役所間での役割分担が十分に機能していない状況であります。区役所では、会計年度任用職員などであります相談員を中心に対応しているため、人員増や専門性の高い職員の配置など、体制強化が必要であると考えます。また、区役所では、児童虐待だけでなくDVなどの夫婦関係や家庭の問題、独り親家庭の問題、その他子供や家庭に関する多岐にわたる相談も受け付けており、業務が過重になっております。

このような状況を踏まえて、令和7年度にはモデル事業として、4つの区役所に児童福祉司を配置いたしました。このモデル実施の効果を検証し、来年度から全区役所にこの役割分担の取組を拡大すべきであると考えますが、見解を伺います。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 柳井委員からの御質問、お尋ねがございました。児童相談所と区役所における児童虐待対応につきまして、来年度から全区役所に拡大すべきというお尋ねがございました。

北九州市における児童虐待対応件数は増加傾向が続いており、これに対応して児童相談所職員を増員してきたところでございます。しかしながら、児童相談所におきましては、経験の少ない職員の増加による人材育成や対応件数増による事務負担の増加等の課題が生じるとともに、各区役所の子ども・家庭相談コーナーにおきましても、専門職の不在により、虐待事案の対応に苦慮していたところでございます。

こうした状況の中、児童虐待対応のより効果的な在り方を検討するため、令和7年度から一部の区役所に児童福祉司をモデル配置し、児童相談所に通告があったケースのうち比較的軽度なものを区役所に送致し、これらのケース対応を行っているところでございます。この取組につきまして、学校等からは区役所へ相談しやすくなったといった声をいただくとともに、区役所等の職員へのアンケートでも、迅速なアプローチや多職種間のきめ細やかな連携が可能となったなどの評価を得ており、この取組自体は一定の効果を上げていると考えております。

一方、区役所へ送致する件数が想定を下回っている等の課題もあることから、どのような案件を送致するのか、次年度におきましてもモデル配置により引き続き検証を行うことといたしております。今後とも、区役所を含めた市全体の児童虐待対応につきまして、より効果的な在り方を検討してまいります。以上です。

○主査（西田一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 答弁ありがとうございました。この質問を前に、私、区役所の児童・家庭相談コーナーの責任者、担当課長さんを回って意見を聞いて回りました。市長も評価されておりましたが、私も自分で考えていた以上に助かっているというお声を聞きました。具体的に申しますと、聞いた言葉そのもので、非常に助かっているというお言葉をいただきましたし、その中身は、第1に、区役所の会計年度任用の相談員では面前DVだけの対応だったのが、危惧と軽度の虐待も区で対応できるようになったと。2つ目に、相談員全体のスキルアップにつながっており、相談対応の幅が広がったと。3つ目に、市民にとって、学校の評価は先ほどいただきましたが、情報が入ったら距離が近い、すぐに丁寧に深く対応することができるようになったと。4つ目に、区役所にある生活保護や保険などの多職種との連携がしやすく、効果を感じているというお答えで、私も改めてその効果を実感したところです。

一方で、区役所の子ども・家庭相談コーナーでは2020年から現在まで職員数の増員がありませんで、正規職員が少ない中で、国が進めるこども家庭センターなどの新たな業務が今の体制の中に組み込まれて追加されていくことになっております。こども家庭センターガイドラインでは、職員体制を十分確保することと書き込まれておりまして、法的根拠に照らしても区役所の人員増の必要があるのではないかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○主査（西田一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 全体の人員のことにつきましては私からお答えしづらい部分もございませぬけれども、子ども・家庭相談コーナーと子ども総合センターの兼務配置の話も含めて、現場においてより児童虐待対応と子供や保護者の方からの御相談というのがしっかりと対応できるように、スキルアップも含めてしっかりと対応していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 今申し上げたように、ガイドラインでの職員体制を十分に確保という法的

根拠もありますので、児童相談所は対応に合わせて児童福祉司を増やしていつているというのは理解いたしました。区役所の体制もぜひ、モデル実施をしっかりと検証して、全区役所に広げることを重ねて要望したいと思います。これは要望にして、終わります。ありがとうございました。

○主査（西田一君） 進行いたします。日本維新の会、有田委員。

○委員（有田絵里君） 日本維新の会の有田絵里です。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、医療的ケア児への支援についてお伺いいたします。

医療的ケア児の家庭では、日常的に医療的なケアが必要であることから保護者の負担が非常に大きく、特に保護者が就労を継続できるかどうかという点は大きな課題となっています。そのような中、本市では今回、医療的ケア児レスパイト事業については年間利用時間を48時間から192時間へ拡充するなど、支援の充実が図られていることは大変重要な取組であると受け止めています。

一方で、委員会審査の中では、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービスにおける看護師配置事業所が限られているなど、制度があっても実際には利用しにくい状況があるのではないかと課題も見えてまいりました。また、放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児の中には、歩行が可能であることなどを理由に、主に重度心身障害児を受け入れている事業所において利用を断られている一方で、通常の事業所では医療的ケアを理由に受入れが難しいとされている、言わば制度の谷間に置かれているケースもあるとの声を伺っております。医療的ケア児支援法では、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できる環境を整えることが自治体の責務とされています。本市においても、制度を整備するだけでなく、実際に利用できる支援体制をどのように構築していくかは重要な課題であると考えています。

また、医療的ケア児の支援は、医療、福祉、教育など複数の分野にまたがる課題でもあります。今後、本市として、それぞれの取組を個別の事業として進めるだけではなく、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できる支援体制を体系的に整え、言わば北九州モデルとして発信していくような視点も重要ではないかと考えます。

そこで、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活し、保護者が仕事を辞めることなく子育てができる環境を整えていくためにも、本市として今後どのように支援体制の充実を図っていくのか、市長の見解をお伺いいたします。

○主査（西田一君） 市長。

○市長 有田委員から、医療的ケア児への支援につきまして、医療的ケア児と家族が安心して生活できる支援体制の充実をどう図るのかというお尋ねがございました。

医療的ケアが必要な子供に対する支援につきましては、医療的ケア児の健やかな成長を図り、家族が安心して子供を産み育てることができるよう、社会全体で支えることが重要でございます。

す。このため、北九州市では、医師や訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業者、保護者等で構成する北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置しております。協議会には、医療、福祉のほかにも保健や教育、保育等の多分野の関係者も参加をしており、課題や意見等を共有し、取組につなげる協議を重ねているところでございます。具体的には、これまで、医療的ケア児の実態把握、災害時の備えの支援、多職種で支えるネットワークづくり等に取り組んできたところでございます。さらに、令和8年度予算におきましては、御家族の負担軽減のためのレスパイト事業の拡充に係る経費等を計上しております。

私自身、医療的ケア児の御家族から直接お話を伺い、その御負担の大きさを改めて認識し、関係機関が一体となって支援に取り組む必要があると実感したところでもございます。今後も、子育てと仕事の両立等も含む様々な課題につきまして、本協議会での多職種による丁寧な議論を続けながら、医療的ケア児と御家族が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実に向けて取り組んでまいります。以上となります。

○主査（西田一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。医療的ケア児支援についての方向性、武内市長から丁寧に御答弁いただいたと思います。ありがとうございます。

私も実際に医療的ケア児の親御さんとお話しさせていただいておまして、最近、心臓の弁を取り替えるような大きな手術をしたり、本当に命と隣り合わせの中、御家族は常に大変な思いをしながら、子供をサポートしながら生活していることを私もお伺いしておまして、市長と同じように、直接お話しすることでその大変さというのを、私自身もお話聞きながらしっかりと支援していく必要があるなど改めて思っております。

その中で、今回の支援を拡充していただけるという取組に関しましてはすごく感謝、現場の方々からもお伺いしておりました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、放課後等デイサービスの件だとか、そういったことに関しましては委員会の中で実際にお話しさせていただき、制度のはざまでお困りというお声もいただいております。そのことについて今回お話をさせていただきましたが、市長としてはこの課題というのはお伺いされていますでしょうか。

○主査（西田一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 課題のほうは、先ほど市長も直接医療的ケアのお子さんのいらっしゃる御家族のお話を聞いていただいておりますし、その中で、地域協議会と併せて課題解決に向けて取り組んでいるというところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。直接お話聞いていただいているということもありますし、予算特別委員会でもいろいろお伺いしている内容でもありました。どうしても制度のはざまでお困りになる御家族の方というのが実際にいらっしゃるというのがまだまだ現状としてあるというのは、御認識を改めていただけたと思っております。本市の取組次第では、他

都市のモデルとなり得る分野であるとも私は考えております。こうした分野においてこそ、行政の縦割りを超えた仕組みというのをしっかりと構築して、実効性ある、私は北九州モデルとして、介護と同じようなイメージですね、そういったものを構築していくべきではないかと考えております。そして何より、制度を整えるだけではなくて、実際に利用できる体制をつくって現場で成果が実感できることが重要だと思います。ぜひとも今後の取組をよろしく願いいたします。以上です。

○主査（西田一君） 以上で市長質疑を終わります。次回は3月24日火曜日午前10時から第1委員会室で分科会報告の取りまとめを行います。本日は以上で閉会します。

令和8年度予算特別委員会	第2分科会	主査	西田	一	㊟
		副主査	高橋	都	㊟